令和６年度
第３回山都町農業委員会
総　会　議　事　録

令和６年６月１０日

日　時　　令和６年６月１０日（月）午後２時００分開会

場　所　　清和支所（旧議場）

招集者　　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

議事日程　　第１　会議録署名委員の指名　　４番 後藤 委員・５番 芹口 委員

第２　報告第７号　　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
報告第８号　　農地の賃貸借の合意解約について
議案第１２号　農地法第３条による許可申請について　　７件
議案第１３号　農地法第５条による許可申請について　　３件
議案第１４号　令和６年度第３号農用地利用集積計画について
議案第１５号　令和６年度第３号農用地利用集積計画について
（農用地利用集積計画一括方式による利用権設定）
議案第１６号　令和６年度第３号農用地利用集積等促進計画について
議案第１７号　農地法第２条第１項による農地に該当するか否かの
判断について

出席委員
【１７名】　山本　勝洋、門岡　和美、佐藤　幸代、後藤　康喜、芹口　昭浩、
飯星　房雄、玉目　秀二、小﨑　芳雄　、　　、菊池　吉之、
本田　惠藏、山下　照、　高森　正、　下山　久義、　　、
下田　孝文、木村　幸則、西山　常雄、西田　毅

欠席委員
【　２名】　松川　陽一、興梠　辰也

出席職員
【　４名】　松本文孝、松永康、藤山真悟、下田理佐

欠席職員
【　０名】

事務局長　　皆さん、こんにちは、
　《 前段の挨拶及び報告》
本日の委員出席は、１７名です。
山都町農業委員会会議規則第７条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は４名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

代理　　皆さん、こんにちは、《 前段の挨拶。》
それでは、令和６年度第３回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長　　続きまして、山本 会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶　　《 会長より挨拶を述べる 》

事務局長　　これから議事に入ります。会議規則第４条により議事進行を山本会長にお願いします。

会長（以下「議長」）　　それでは、日程第１、会議録署名委員の指名です。
本日は、４番　後藤委員・５番　芹口委員 宜しくお願いします。

議長　　日程第２、議案の審議に入ります。

報告第７号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
下記記載の農地について、農地法第３条の３第１項の規定による届出があったので報告する。

令和６年６月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局　　報告第７号について、議案書の２ページからになります。

今回、３件の届出があっており、いずれも相続によるものです。
詳細は、議案書のとおりです。

以上、報告いたします。

議長　　はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

報告第８号　農地の賃貸借権の合意解約について
下記記載の農地について、農地の賃貸借権の合意解約があったので報告する。

令和６年６月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局　　事務局から説明をお願いいたします。

報告第８号　農地の賃貸借権の合意解約について説明致します。
議案書の８ページです。

今回、賃貸借権の合意解約について２件提出があり、
いずれも農地中間管理事業に係る集積計画及び配分計画の一括解約となります。

解約事由については、議案書にてご確認ください。

以上です。

議長　　はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。
《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

議案第１２号　農地法第３条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第３条第１項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求めます。

令和６年６月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

議長　　それでは、１番の説明をして頂きます。

１番の説明を　議長である私が行います。
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・の田、・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲受人の主な経営は水稲、トマトです。
申請地は２０年以上休耕となっていますが、自宅から近いこともあり、譲受人が草刈り等の管理を行ってきました。
今回、譲渡人から売買による所有権移転の相談があり、双方の間で話が決まったため申請されました。
今後は、譲受人がサトイモやタマネギを耕作される予定で、所有する農地と併せて適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　　はい、１番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、２番の説明を　１８番　西山委員よろしくお願いします。

西山委員　　譲受人は農業を営む個人で、山都町・・および・・・の田および畑、・・筆、・・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。
譲受人の主な経営はキャベツです。
双方の関係は親子で、今回、子である譲受人へ農地を贈与する話が決まったため申請されました。
申請地は、これまでも譲受人が管理・耕作しており、引き続き適切に管理・

耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　　はい、２番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、３番の説明を　９番　興梠委員　が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局　　譲受人は農業を営む予定の個人で、山都町・・の畑、・筆、・・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
申請地は、譲渡人が所有する農地が集約されている場所から離れており、管理していくことに不便さを感じていたため、申請地の隣接に居住する譲受人に相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
今後は譲受人が同居する家族とともに栗を耕作される予定で、近くの農業者からアドバイスをもらいながら、適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　　はい、３番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、４番の説明を８番　小﨑委員よろしくお願いします。

小﨑委員　　譲受人は農業を営む個人で、山都町・・の田および畑、・筆、・・・・㎡の贈与による所有権移転の案件です。
譲受人の主な経営は水稲です。
譲渡人は県外在住で、農業経営は行っていません。今後も農地を管理していくことが困難なため、現在、申請地を借り受けしている譲受人と相談し、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は、譲受人が引き続き適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　　はい、４番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、５番の説明を１７番　木村委員よろしくお願いします。

木村委員　　譲受人は農業を営む個人で、山都町・・の田、・筆、・・・・㎡の贈与による所有移転の案件です。
譲受人の主な経営は水稲、キャベツです。
申請地はこれまでも譲受人が管理・耕作しており、今回、双方の間で贈与による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は、譲受人がこれまでと同様に適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　　はい、５番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、６番の説明を１１番　本田委員よろしくお願いします。

本田委員　　譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・の畑、・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲受人の主な経営は水稲です。
申請地はこれまでも譲受人が管理・耕作しており、今回、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
申請地は、譲受人がこれまでと同様に適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　　はい、６番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、７番の説明を１９番　西田委員よろしくお願いします。

西田委員　　譲受人は農業を営む個人で、山都町・・の田、・筆、・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。
譲受人の主な経営は水稲、花きです。
今回、農業経営の縮小を考えていた譲渡人が、申請地の近隣で農業経営を行う譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。
今後は譲受人が水稲を耕作される予定で、適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。
以上のことから、農地法第３条第２項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長　　はい、７番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして

議案第１３号　農地法第５条による許可申請について
下記記載の農地について、農地法第５条第１項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求める。

令和６年６月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

１番の説明を５番　芹口委員お願いします。

芹口委員　　１番の説明をします。
転用者は法人で、山都町・・・の畑　・筆　・・・・㎡の内、・・・・㎡を太陽光発電施設に一部転用し転用部分に地上権を設定する案件です。

農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地であり、第２種農地と判断されます。

申請地は、栗が栽培されていますが、申請者が高齢となり管理が行き届かず、収穫は行われていない状態です。
土地の有効利用を考えていたところ、太陽光発電用地を求めている転用者法との間で利害の一致となったため今回の申請に至りました。

別添の土地利用計画図をご覧ください。

事業計画は対象地の内・・・・㎡に太陽光パネルを・・・枚、合計出力・・・キロワットの同パネルを設置するものです。売電に係る九州電力との契約発電設備出力は・・・キロワットとなっております。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しないため日照、通風・耕作等への影響はありません。
申請地については一部転用となりますが、対象地を除く部分については引き

続き農地としての利用を行う予定です。

排水は雨水の自然浸透のみで、地区の同意も得ており、問題はないと思われます。

以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　　はい、１番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
つづいて、

２番の説明を１１番　本田委員お願いします。

本田委員　　転用者は電気事業を行う法人で、山都町・・の田・筆　計・・・㎡の内、・・・㎡を資材積込荷降場に一時転用する案件です。

なお、転用期間は許可日から令和６年１２月３１日までとなります。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地です。農振農地については農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの証明もなされております。

借受人が申請地の５０メートル西方の山中に設置している・・・・線の特別高圧送電線鉄塔の撤去工事に係る資材の積み込み・荷降ろしを行う場所が必要となるため申請されました。
申請地は・筆とも道・・・・線に隣接し資材の搬入搬出に適切な土地であることから申請に至りました。他に適切な土地はなく、やむを得ないと思われます。

別添の配置計画図もご覧ください。

総事業面積は合計・・・㎡の配置になっており計画は妥当と思われます。

排水については申請地へ鉄板の敷設を行い、自然浸透を行います。

排水について地区の同意も得ており、問題はないと思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接する農地はありますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。
近傍農地へ極力影響がないよう設備の配置等に特段の注意を払い工事を行います。
以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　　はい、２番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
つづいて、

３番の説明を１１番　本田委員お願いします。

本田委員　　転用者は電気事業を行う法人で、山都町・・・・の田・・・㎡及び畑・・・㎡　計・・・㎡の内、・・・㎡を工事用モノレール用地に一時転用する案件です。

なお、転用期間は許可日から令和６年１２月３１日までとなります。

農地区分は、農振農用地区域内にある農地と中山間地域の基盤整備等の対象となっていない１０ｈａ未満の農地である第２種農地です。
農振農用地区域内にある農地については農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことの証明もなされております。

借受人が申請地の５０メートル西方の山中に設置している・・・・・線の特別高圧送電線鉄塔の撤去工事を行います。
山中から解体後の鉄塔資材等を運び出すために県道側へ移送します。
そのため申請地へ工事用モノレール線路を設置する必要があります。
申請地は工事用モノレール線路を設置するために適切な土地であることから申請に至りました。
他に適切な土地はなく、やむを得ないと思われます。

別添の配置計画図もご覧ください。

総事業面積は工事用モノレール用地・・・㎡の配置になっており計画は妥当と思われます。

排水については自然浸透を行います。
排水について地区の同意も得ており、問題はないと思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接する農地はありますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。
近傍農地へ極力影響がないよう設備の配置等に特段の注意を払い工事を行います。
以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長　　はい、３番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、

議案第１４号　令和６年度第３号農用地利用集積計画について
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条に基づき別紙について意見を求める。

令和６年６月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

申請番号１については、１６番下田委員が関係者のため関係案件の採決まで退室して下さい。

《 下田委員退室 》

事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第１４号　農用地利用集積計画について説明をします。

中間管理機構である熊本県農業公社を通した売買による所有権移転関係です。
今回４件上がっております。

申請番号１です。
山都町・・および・・の田、・筆、・・・・㎡、熊本県農業公社から譲受人への売渡案件になります。
令和６年３月の総会にて承認されました農業公社の買入に伴う所有権移転登記が完了したため、今回の総会に諮るかたちとなりました。
以上です。

議長　　はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第１４号 申請番号１について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）
はい、全員賛成です。

それでは下田委員は再度入室をお願いします。

《 下田委員入室 》

それでは、申請番号２から４の審議を行います。

事務局から説明をお願いします。

事務局　　申請番号２です。
山都町・・および・・の田、・筆、・・・・㎡、熊本県農業公社から譲受人への売渡案件になります。
令和６年３月の総会にて承認されました農業公社の買入に伴う所有権移転登記が完了したため、今回の総会に諮るかたちとなりました。

申請番号３です。
山都町・・の田および畑、・・筆、・・・・㎡、農地中間管理機構の特例事業による熊本県農業公社の買入案件になります。譲受人も決まっている

ため、譲受人への売渡案件が今後の総会において、議案に掛けられる予定です。

申請番号４です。
山都町・・・・の畑、・筆、・・・・㎡、農地中間管理機構の特例事業による熊本県農業公社の買入案件になります。譲受人も決まっているため、譲受人への売渡案件が今後の総会において、議案に掛けられる予定です。

以上です。

議長　　はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第１４号 申請番号２から４について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）
はい、全員賛成です。

よって、議案第１４号　令和６年度第３号農用地利用集積計画について、令和６年６月１０日に許可を決定致します。

続きまして

議案第１５号　令和６年度第３号農用地利用集積計画について
（農用地利用集積計画一括方式による利用権設定）
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条に基づき別紙について意見を求めます。

令和６年６月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第１５号　　農用地利用集積計画一括方式による利用権設定について
説明をします。
熊本県農業公社を通した農地の貸し借りについての案件です。
今回５件上がっております。

申請番号１です。
山都町・・の田、・筆、・・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に
１０年間の使用貸借権設定の新規案件になります。

申請番号２です。
山都町・・、・・および・・の田および畑、・・筆、・・・・・㎡、農地の
出し手から農業公社及び受け手に１０年間の使用貸借権設定の新規案件
になります。

申請番号３です。
山都町・・・の田、・筆、・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手
に１０年間の賃借権設定の新規案件になります。

申請番号４です。
山都町・・の田・・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に１０年間
の使用貸借権設定の新規案件になります。

申請番号５です。
山都町・・の田、・筆、・・・・㎡、農地の出し手から農業公社及び受け手に
５年間の使用貸借権設定の新規案件になります。

以上です。

議長　　はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第１５号について、賛成の方は挙手を
お願いします。

（全員挙手）
はい、全員賛成です。

よって、議案第１５号　令和６年度第３号農用地利用集積計画
（農用地利用集積計画一括方式による利用権設定）について、
令和６年６月１０日に許可を決定致します。

議長　　続きまして、

議案第１６号　令和６年度第３号農用地利用集積等促進計画に
ついて
農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に基づき別紙について意見
を求めます。

令和６年６月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第１６号　農用地利用集積等促進計画について説明をします。

農地の出し手から農業公社への貸付期間が１０年、
農業公社から受け手への貸付期間が５年のように、
貸付期間が異なっているものについて、
農業公社から受け手への貸付期間を更新する案件となります。

今回２件上がっております。

申請番号１です。
山都町・・および・・の畑、・筆、・・・・㎡、
農業公社から受け手に５年間の使用貸借権設定の更新案件になります。

申請番号２です。
山都町・・の畑、・・・・㎡、
農業公社から受け手に５年間の賃借権設定の更新案件になります。

以上です。

議長　　はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第１６号について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）
はい、全員賛成です。
よって、議案第１６号　令和６年度第３号農用地利用集積等促進計画について、令和６年６月１０日に許可を決定致します。

続きまして

議案第１７号　農地法第２条第１項による農地に該当するか否かの判断について、別紙添付の農地について、農地法第２条第１項の規定による農地に該当するか否かの判断を求めます。

令和６年６月１０日提出　山都町農業委員会会長　山本　勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第１７号農地法第２条第１項による農地に該当するか否かの判断について説明をします。
総会資料３４ページをご覧ください。併せて、別添の写真もご覧ください。

今回、非農地であると判断した農地については、田・筆、畑・筆、牧場・筆の計・筆、・・・・㎡の農地で、農業委員及び推進委員の方に現地確認を行っていただき、農地への復旧困難や復旧しても継続的に利用されないと見込まれる農地について、判断したものになります。

議案第１７号についての説明は以上です。

議長　　はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》
はい、質疑はないようでございます。
議案第１７号の農地について、農地法第２条第１項の規定
による農地に該当するか否かの判断については、異議なしということ
で、記載されているとおりであると判断します。

以上で、議案はすべて終わりました。
進行を事務局にお返しします。

事務局長　　審議が終わりましたので、閉会を佐藤副会長にお願いいたします。

佐藤副会長　　皆様、大変お疲れさまでした。
報告及び議案につきまして慎重に審議頂きありがとうございました。
これをもちまして、令和６年度第３回山都町農業委員会総会を閉会
いたします。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを
証し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長 ……

４番 後藤 委員 ……

５番 芹口 委員 ……